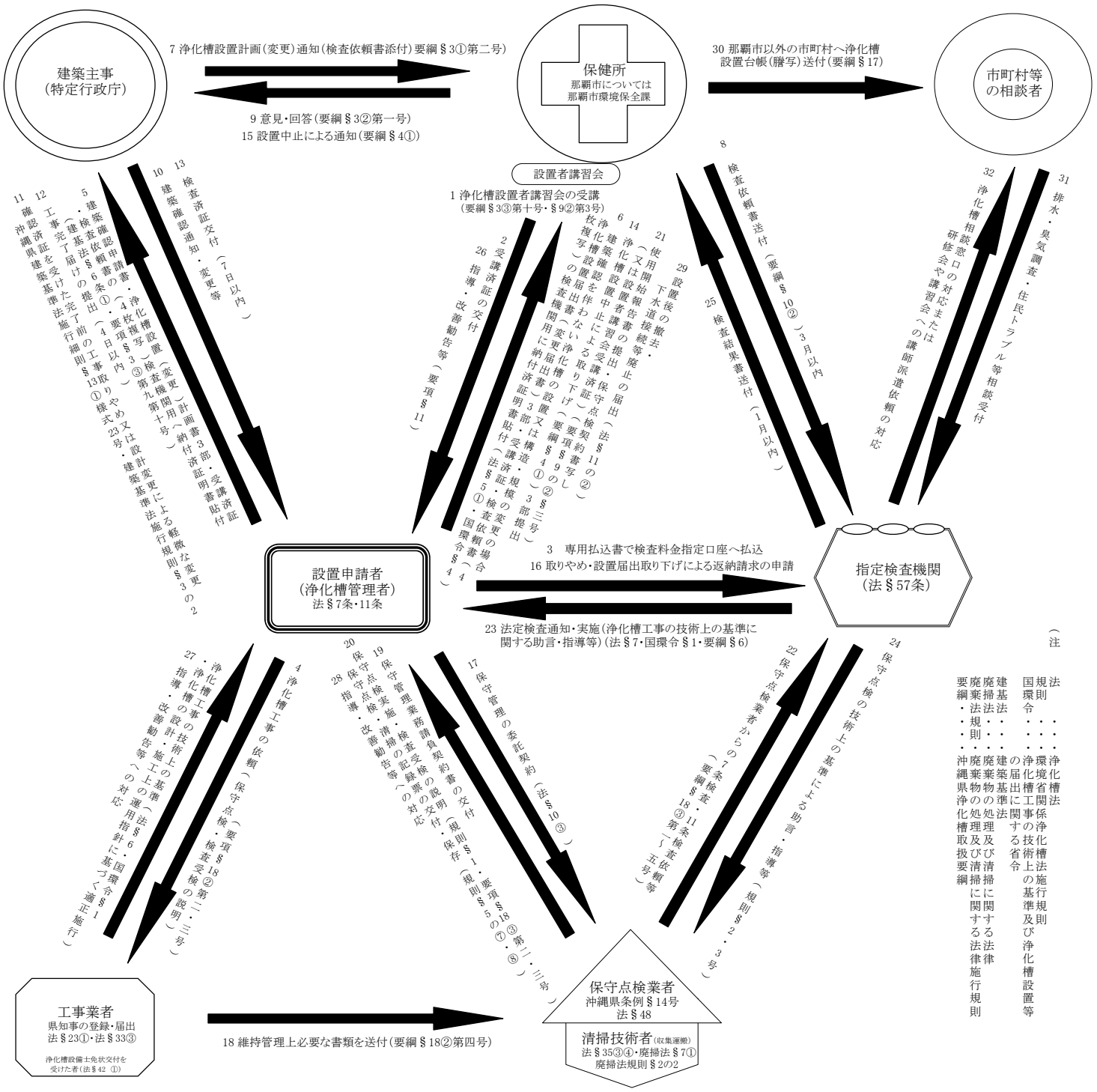

※1　6 確認申請を伴わないで浄化槽を設置する場合は浄化槽設置地を所管する保健所に、浄化槽設置届出を提出しなければならない。

※2　11 建築基準法において、確認済証が交付された後に浄化槽の変更があった場合には、「設計変更確認」又は「軽微な変更」に該当する場合があり、次の場合「軽微な変更」として取り扱うことができる。

「軽微な変更」として取り扱う事例	備考
1　位置の変更	施行規則第3条の2第1項第八号
2　同機種のメーカー変更	処理対象人員や構造方法に変更がないこと
3　浄化槽から公共下水道への変更	図面は添付する必要があること

軽微な変更については、法第12条第3項の報告により必要書類を求める（特定行政庁によっては、細則等により別途届出を義務づけている場合もある。）ほか、軽微な変更事項を建築計画概要書第二面「18. その他必要な事項」欄にその内容を記載するなどの手続きが必要になる。そのほか、工事完了前に建築を中止した場合は、工事取りやめ届出等の手続きが必要になる。

※3　14 建築確認申請書、計画通知書の取り下げの場合にのみだけでなく、下水道接続への計画変更等、浄化槽設置の中止全般に対応する様式となっている。

※4　16 の申請は上記 6･11･14 いずれかの写しと返納請求申請書を環境整備協会へ郵送にて提出して返金の手続きを行うこと。

※5　21 設置計画書 5 または設置届出書 6 提出時に設置者講習会の受講猶予した者は、設置者講習会を受講後、受講済証をあわせて提出すること。